○近江八幡市友好都市交流補助金交付要綱

令和６年３月２６日

告示第８３号

（趣旨）

第１条　この要綱は、近江八幡市と夫婦都市、姉妹都市又は兄弟都市の提携をしている自治体（以下「友好都市」という。）との住民間の交流を促進し、地域の活性化及び友好都市相互の発展に資するための事業に対し、予算の範囲内で近江八幡市友好都市交流補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、近江八幡市補助金交付規則（平成２２年近江八幡市規則第５５号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象団体）

第２条　補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象団体」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たす団体とする。

(1)　近江八幡市内に活動の本拠を有すること。

(2)　規約及び会則等の定めにより、活動目的等並びに団体の意思を自ら決定及び執行する組織が明確になっていること。

(3)　自ら経理し、監査する等経理体制が明確になっていること。

(4)　一定の活動実績又はその見込みがあること。

(5)　政治活動、宗教活動又は営利を目的とする団体でないこと。

(6)　その他法令及び公序良俗に反する団体でないこと。

（補助対象事業）

第３条　補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象団体が友好都市を訪問して行う事業又は友好都市から市民等を受け入れて近江八幡市で行う事業であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1)　教育、歴史、文化、スポーツ等による交流

(2)　農業、物産、観光等の視察、体験及び研修等

(3)　友好都市又は近江八幡市の区域で開催されるイベントへの参加

(4)　その他市長が特に必要と認めるもの

２　前項の規定にかかわらず、事業が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、補助対象事業とはしない。

(1)　政治活動、宗教活動又は営利を目的とする場合

(2)　補助対象事業に参加する者（同行者及び付添人を除く。）（以下「参加者」という。）が５人に満たない場合

(3)　近江八幡市議会議長交際費の支出及び公表に関する規程（平成２３年議会訓令第６号）に基づき交際費が支出されている場合

(4)　国、県又は市から委託を受けて行う場合

(5)　その他この要綱の趣旨に反する場合

（補助対象経費及び補助金の額）

第４条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表のとおりとし、別に予算で定める額を限度とする。

（補助金の交付の制限）

第５条　同一の団体が受けられる補助金の交付の回数は、同一年度内において友好都市を訪問して行う事業及び友好都市から市民等を受け入れて近江八幡市で行う事業の各１回を限度とする。

（交付申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする補助対象団体（以下「申請団体」という。）は、規則第５条に規定する補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

(1)　事業計画書（別記様式第１号）

(2)　収支予算書（別記様式第２号）

(3)　団体の規約、会則、構成員等が確認できる書類

(4)　その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第７条　市長は、申請団体から前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、及び決定し、補助金を交付すべきものと認めるときは規則第７条に規定する補助金交付決定通知書により、補助金を交付すべきでないと認めるときはその理由

を付して近江八幡市友好都市交流補助金不交付決定通知書（別記様式第３号）により当該申請団体に通知するものとする。

（概算払）

第８条　市長は、前条の規定により決定した補助金の額の２分の１を限度に、補助金の概算払をすることができる

２　補助金の交付の決定を受けた申請団体（以下「交付決定団体」という。）は、補助金の概算払を受けようとするときは、近江八幡市友好都市交流事業補助金概算払請求書（別記様式第４号）を市長に提出しなければならない。

（補助対象事業の内容の変更）

第９条　交付決定団体は、補助対象事業の内容を変更しようとするときは、補助金交付申請書に当該変更内容及び変更理由が分かる書類を添えてあらかじめ市長に提出し、その承認を受けなければならない。

２　前項の場合において、補助金の額が変更となるときの補助金の交付の決定及び概算払に係る手続は、第７条及び前条の規定を準用する。この場合において、交付決定団体は、既に交付された概算払の額が変更後の補助金の額により算出した補助金の概算払の額を超える場合は、その差額を返還しなければならない。

（実績報告）

第１０条　交付決定団体は、補助対象事業が完了したときは、規則第１１条に規定する補助事業実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1)　事業報告書（別記様式第５号）

(2)　収支決算書（別記様式第６号）

(3)　その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第１１条　市長は、交付決定団体から前条の規定により補助事業実績報告書等を受けた場合は、その内容を審査し、及び必要に応じて調査等を行い、補助金を交付すべきものと認めたときは、規則第１２条に規定する補助金交付確定通知書により当該交付決定団体に通知するものとする。

（補助金の請求）

第１２条　前条の通知を受けた交付決定団体は、規則第１３条に規定する補助金交付請求書を市長に提出するものとする。この場合において、第８条の規定による概算払を受けた交付決定団体は、前条の規定による補助金の額の確定額から概算払により既に交付された額を差し引いた額を請求しなければならない。

２　市長は、前項の補助金交付請求書を受けたときは、速やかに補助金を交付する。

（交付決定の取消し）

第１３条　市長は、交付決定団体が規則第１５条に規定する違反事項又は次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

(1)　偽りその他不正の手段により当該決定を受けたとき。

(2)　その他市長が不適当と認めたとき。

２　市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合であって既に交付した補助金があるときは、交付決定団体に対しその全部又は一部の返還を命ずることができる。

（事故責任）

第１４条　市長は、補助金を交付した補助対象事業による事故については、一切損害賠償の責任を負わないものとする。

（その他）

第１５条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

（近江八幡市公益財団法人近江八幡市国際協会事業費補助金交付要綱の廃止）

２　近江八幡市公益財団法人近江八幡市国際協会事業費補助金交付要綱（平成２２年近江八幡市告示第５１号）は、廃止する。

（近江八幡市文化団体交歓研修事業補助金交付要綱の廃止）

３　近江八幡市文化団体交歓研修事業補助金交付要綱（平成２２年近江八幡市告示第７３号）は、廃止する。

付　則（令和７年告示第１１６号）

この要綱は、告示の日から施行する。

別表（第４条関係）

（令７告示１１６・一部改正）

補助対象事業	補助対象経費	補助金の額
友好都市へ訪問して行う事業	次に掲げる経費の合計額（補助金以外の補助を受けている場合は、次に掲げる経費の合計額から当該補助を受けた額を差し引いて得た額）とする。 （１）　旅費（宿泊費及び交通費。ただし、宿泊費は、参加者１人につき１泊当たり経費の２分の１の額又は５，０００円のいずれか低い方の額を限度とする。） （２）　施設利用料 （３）　委託料 （４）　賃借料 （５）　手数料 （６）　負担金 （７）　その他活動に直接要する経費	参加者１人当たり３０，０００円（訪問先が海外の友好都市の場合は参加者１人当たり５０，０００円）とし、１団体当たり事業に要した補助対象経費又は５００，０００円のいずれか低い額を限度とする。
友好都市から市民等を受け入れて近江八幡市で行う事業	次に掲げる経費の合計額（補助金以外の補助を受けている場合は、次に掲げる経費の合計額	１団体当たり事業に要した補助対象経費の２分の１の額又は３００，０００円のいずれか低い

	から当該補助を受けた額を差し引いて得た額）とする。 （１）　旅費（宿泊費及び交通費。ただし、講師、指導者等の依頼に必要なものに限る。） （２）　施設利用料 （３）　委託料 （４）　賃借料 （５）　手数料 （６）　消耗品費（教材等の準備に必要なものに限る。） （７）　通信運搬費 （８）　その他活動に直接要する経費	額を限度とする。